中央区みらい協働プロジェクト実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 中央区の地域課題について、広く区民が参画し、その解決や活性化に向けた具体的な取組を推進する中央区みらい協働プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)の実行組織として、区役所に中央区みらい協働プロジェクト実行委員会(以下、「実行委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 実行委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1)プロジェクトの実施事業(以下「プロジェクト事業」という。)の実現化方策 の検討及び実施に関すること。
- (2)プロジェクト事業の実施における関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) プロジェクト事業の進行管理、評価・検証及び必要な見直しに関すること。
- (4) その他プロジェクトの実行に必要な事項に関すること。
- 2 前項各号の実施にあたり、次に掲げる事項に配慮する。
- (1)地域の活動団体等の幅広い主体との連携
- (2)男女共同参画及び若者の参加

(委員)

- 第3条 実行委員会は、別表に掲げる団体等から選出された委員で構成する。ただし、原則として中央区内の団体に限る。
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、新たな委員が選出されるまでの間、任期を 延長することができる。
- 3 委員は再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員)
- 第4条 実行委員会に理事5名及び監事2名を置く。
- (1)理事及び監事は、委員の互選により決定する。
- (2)委員長1名及び副委員長2名を理事の中から決定する。
- (3)委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- (5)監事は、実行委員会の事業に係る予算の執行等の監査を行う。
- (6)理事は、役員会を構成し、この要綱の定めるところにより、職務を遂行する。 (役員会)
- 第5条 実行委員会に、実行委員会の会議を効率的に進め、かつ、実行委員会の事業を効果的に実施するため、役員会を設置する。
- 2 役員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 役員会は、実行委員会の会議の議題の整理及び実行委員会の会議結果に基づく 事業実施に必要な調整等を行う。
- 4 役員会は、実行委員会の会議で審議すべき事項について、次の場合において専 決処分することができる。
- (1)緊急その他のやむを得ないとき。
- (2)軽微若しくは定例的な事項と認められるとき。
- 5 前項の規定により専決した事項は、実行委員会の会議で報告する。 (組織)
- 第6条 実行委員会に、プロジェクト事業の方向性を決定するグループ(以下「検討グループ」という。)、プロジェクト事業を実行するグループ(以下「実行グループ」という。)及びプロジェクトの戦略的な広報宣伝を行う広報宣伝部を設置する。
- 2 検討グループは、役員会が兼ねる。
- 3 実行委員会の委員は、原則として実行グループ又は広報宣伝部を担当する。
- 4 実行グループは、事業の進捗を踏まえ、適切な人材を委員として随時追加できるものとする。
- 5 各実行グループ及び広報宣伝部にはリーダー1名及びサブリーダー1名を置く。 (会議)
- 第7条 実行委員会の会議は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
- (1)事業計画に関すること。
- (2)予算及び決算に関すること。
- (3)その他委員会の運営に関する重要な事項
- 2 会議は、委員長が招集し、会議の議長になる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞く ことができる。

(書面表決等)

- 第8条 やむを得ない理由のために実行委員会又は役員会が開催できない場合、各会議の構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 2 前項の場合における前条の適用については、その会議の構成員は出席したものとみなす。

(区民会議との連携)

第9条 実行委員会は、プロジェクト事業の検討及び実施にあたり、区民会議に必要な情報提供を行うとともに、区民会議の意見を尊重するものとする。

(事務局)

- 第10条 実行委員会の事務は、中央区役所区政策課及び地域振興課が処理する。 (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営その他必要な事項は、 実行委員会で協議して定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

委員選出団体等
自治会連合会(市・地区)
地区社会福祉協議会
民生委員児童委員協議会
公民館連絡協議会
市民活動団体
大学及び短期大学
広報・メディア関係団体

その他地域活動や市民活動等に積極的に取り組む団体又は個人